

入 札 公 告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、10者以上が見込まれる。

令和8年7月24日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 南部国道事務所長 松澤 尚利

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和8年度南部国道事務所用地補償総合技術(その2)業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、南部国道事務所における道路の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 権利者の特定
- 4) 補償額算定書等の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者等に対する公共用地交渉等
- 8) 公共用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認等後の措置
- 10) その他の業務

その他の業務は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容並びに代替地取得に必要な情報その他移転に伴い必要となる情報について、権利者から情報提供の求めがあった場合に、関係機関に確認し、発注者及び権利者に情報提供等するものをいう。

- 11) 本業務の権利者数は58名を予定している。

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- ① 一般国道 5 8 号北谷拡幅（沖縄県中頭郡北谷町字吉原地内から北谷町北谷一丁目地内まで）
- ② 一般国道 3 3 0 号胡屋北交差点改良（沖縄県沖縄市中央一丁目、胡屋一丁目地内）
- ③ 一般国道 3 3 1 号糸満大度地区歩道整備（沖縄県糸満市字大度地内）

（５）技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

１）業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

２）評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：「公共用地交渉における隘路解決手法について」

（６）成果物について

成果物は以下のとおりとする。

- １）用地補償総合技術業務協議書 １式
- ２）用地補償総合技術業務日報 １式
- ３）補償金明細表 １式
- ４）権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し １式
- ５）権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し １式
- ６）権利者の署名押印済みの補償契約書の写し １式
- ７）公共用地交渉等記録簿 １式
- ８）移転履行状況等確認報告書 １式
- ９）権利者ごとの公共用地交渉達成状況引継書 １式
- １０）特定個人情報管理状況報告書 １式
- １１）その他調査職員が指示したもの １式

（７）履行期間（予定）契約締結日の翌日～令和 9 年 3 月 3 1 日

（８）本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が 5 0 0 万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

（９）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

（１０）本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

（１１）本業務は低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行

業務である。

- (1 2) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (1 3) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (1 4) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する業務である。

2. 入札参加資格

入札参加資格者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格に関して、希望業種を補償関係コンサルタント業務として認定を受けている又は申請中であること。なお、開札の時までに、上記の一般競争（指名競争）参加資格の補償関係コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべての登録部門において登録を受けていない企業も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時において、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべての登録部門において登録を受けていなければならない。

- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業

務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年７月２４日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより、沖縄総合事務局開発建設部長から令和８年度南部国道事務用地補償総合技術（その２）業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

２－３．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得第４条の３第２項の規定（入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- １）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、１）については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- １）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - ・会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ② 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④ 組合の理事
 - ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現

に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。

2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

3) 配置予定技術者自身が被補償者でないこと。

(2) 確認書の提出

上記（1）における中立公平性が確認できる確認書（様式-10）を競争参加資格確認申請時に提出することとする。なお、確認書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

1) 競争参加資格確認申請者は、沖縄本島内に業務拠点（予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。

2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

4) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成23年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部用地関係業務成績評定要領等に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和2年12月23日付け国不用第35号。以下「運用通知」という。）記1の別紙に定めるいずれかの業務（用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）

2-5. 配置予定主任担当者等に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)、2)、3)、4)及び5)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者

イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し 7 年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し 5 年以上の指導監督的実務の経験を有する者

ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験 7 年以上を含む 20 年以上の実務の経験を有する者

ハ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者

ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年 3 月 28 日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第 3 条に掲げる総合補償部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

ホ 実施規程第 3 条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の 4 部門すべてにおいて実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

2) 予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務の実績

予定主任担当者は、平成 23 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有すること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部用地関係業務成績評定要領等に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成 23 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、発注者として従事した同種又は類似業務の経験及び出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める（ただし、照査技術者、業務従事者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は主任担当者又は担当技術者とする）。

①同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び運用通知記 1 の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務（ただし、令和 4 年度受注実績まで。）又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償総合技術業務を含む。）。

②類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第 3 条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び運用通知記 1 の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。

また、上記の期間に出産・育児等による休業期間（以下出産・育児等による休業）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面（様式 3-1）を添付することとする。

3) 直接的雇用関係

予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

※直接的雇用関係が確認できる資料を確認書（様式-11）に添付すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定主任担当者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の確認書（様式－１１）を提出するものとする。なお、確認書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

４）手持ち業務量

予定主任担当者は、令和８年７月２４日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。）が５億円未満かつ１０件未満であること。ただし、手持ち業務とは主任担当者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額５００万円以上の業務をいう。

令和８年７月２４日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る土木関係建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を５億円未満から２．５億円未満に、件数を１０件未満から５件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額で５億円、件数で１０件（令和８年７月２４日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部所管に係る土木関係建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で２．５億円、件数で５件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から③までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

５）予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

（２）予定担当技術者の資格等

担当技術者を設置する場合は、下記１）及び２）に示す条件をすべて満たす者を置かなければならない。

１）次のいずれかの資格等を有する者

- イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し５年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し３年以上の指導監督的実務の経験を有する者
- ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験５年以上を含む１０年以上の実務の経験を有する者

- ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
- ニ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
- ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

2) 予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(3) 予定業務従事者の資格等

予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記1)を満たす必要はない。

1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）。

2) 予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

2-6. 競争参加資格確認申請書等に関する事項

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない又は提案内容等が判断できない場合は、競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格及び品質確保基準価格（以下「調査基準価格等」という。）を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤、⑥の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 技術提案
- ④ 技術提案等の履行確実性
- ⑤ 賃上げの実施に関する評価
- ⑥ ワークライフ・バランス等の推進

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）＋（⑤に係る評価点）＋（⑥に係る評価点）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館
沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係
電 話 098-861-2337

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記（1）にて交付する。）

交付期間：令和8年7月24日（金）から令和8年9月30日（水）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から17時00分まで」とする。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

提出期限：令和8年8月13日（木）12時00分（必着）

提出先：上記（1）に同じ。

提出方法：原則として電子入札システムにより提出すること。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和8年9月8日（火）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

- ・電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年9月30日（水）12時00分
- ・紙により持参の場合は、令和8年9月30日（水）12時00分
- ・開札は、令和8年9月30日（水）13時30分

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館
沖縄総合事務局 南部国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したのものについては契約書に特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

(6) 履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(7) 配置予定主任担当者、配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者が、業務実績等の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(8) 詳細は入札説明書による。